# 居宅介護支援事業契約書

# 第1条 (居宅介護支援の目的)

居宅介護支援センター天王森の郷(以下「事業者」という。)は、介護保険法等の関係 法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じ て、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サ ービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービス の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

# 第2条(サービス内容)

事業者が利用者に対し提供するサービスは次のとおりとします。

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 サービス事業者との連絡調整
- 三 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- 四 市区町村への連絡・調整等
- 五 介護保険施設の紹介その他便官の提供

# 第3条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日からとします。
- 2 利用者または事業者により、契約解約の申し出がない限り、本契約は自動的に更新するものとします。

#### 第4条(居宅介護支援の担当者)

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者(以下「担当者」という。)として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその 職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、担当者に身分証を常に携行させ、利用者又はその家族から求められた場合は、これを提示させるものとします。

#### 第5条(居宅サービス計画の変更等)

1 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合には、速 やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスの提供が確 保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内でサービス内容等の変 更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

# 第6条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス 事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス提供の目標等の達成状況等 を評価するとともに、その結果を「居宅サービス共通記録書」等の書面及びコンピュ ーター等により記録し、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、「居宅サービス共通記録書」等の記録を作成完了後2年間は適正に保存し、 利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

# 第7条(料金)

居宅介護支援利用料は、重要事項説明書に記載されているとおりです。

法定代理受領により、事業者に対して介護保険給付が支払われるため、利用者の自己負担はありません。介護報酬改定に伴い、料金体系などが変更になった場合は、利用者に通知するものとします

#### 第8条 (利用者の解約権)

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

# 第9条(事業者の解除権)

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

#### 第10条 (契約の終了)

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
  - 一 第3条の利用者から事前に申し出が有り、契約解約の意思表示が示されたとき
  - 二 第8条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
  - 三 第9条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
  - 四 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
    - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院し、在宅復帰の見込みのない 場合
    - (二) 利用者について要介護認定が受けられなかったとき 要支援1・要支援2・自立と認定された場合

- (三) 利用者が死亡したとき
- (四) その他、居宅介護支援事業の継続が困難となった場合
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録(写し)の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

# 第11条(損害賠償)

1 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって自己の責に帰すべき事由により、利用者の 生命・身体・財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合には、その損 害を賠償します。第11条に定める守秘義務に違反し利用者およびその家族に損害を 与えた場合も同様とします。

事業者は、損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れるものとします。

- 利用者が利用者の心身の状況及び病歴や、サービスの実施にあたって必要な事項に 関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または、不実の告知を行ったこと にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者の急激な体調の変化など、事業者の実施したサービスを起因としない事由に もっぱら起因して損害が発生した場合
- 2 事業者は、損害賠償責任保険に加入しています。損害賠償については、保険会社の規 約に基づきます
- 3 事業者は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を 請求することができます。

# 第12条(秘密保持)

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができるものとします。

#### 第13条(苦情対応)

1 利用者は、提供された居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村

又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをしません。

# 第14条(契約外条項など)

この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

# 附則

- この契約書は、平成18年4月1日より施行する。
- この契約書は、平成24年4月1日より施行する。
- この契約書は、平成25年4月1日より施行する。
- この契約書は、令和元年5月1日より施行する。
- この契約書は、令和2年10月1日より施行する。
- この契約書は、令和6年4月1日より施行する。

上記のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。

令和	年	月 日 (事業者)	住所 横浜	市泉区和泉町 733	
			法人名称	社会福祉法人 たちばな会 理事長 鈴木 啓正	卸_
			管理者	居宅介護支援センター天王森の郷 主任介護支援専門員 川口 あづ 5-804-3311	<u>さ 印</u>
		(利用者)	<u>住所</u>		
			名前		印
			電話		
		(利用者代	理人) <u>住所</u>		
			名前		印
			電話		
			続柄		

利用者及び事業者は、本契約書及び約款の内容について、双方ともに確認し、合意のうえ居 宅介護支援の契約を締結しますので、契約が成立したことを証するため、各自記名押印の上、 各自その1通を保有することとします。